



OSTEOPATHY



PRACTICE GUIDELINE

オステオパシー
実践規範

JAPAN OSTEOPATHIC FEDERATION
日本オステオパシー連合

目次

はじめに	3
日本オステオパシー連合へ登録の意味する内容	3
オステオパスとして次の事項を実施しなければならない	3
1, クライアントのケアを第1に考える	5
1.1, クライアントとの関係	5
1.2, クライアントとの個人的関係 (秘密保持の原則に関しては4.1.1 - 4.1.6を参照)	5
1.3, クライアントに対する不当な影響	5
1.4, 金銭的・商業的活動	6
1.5, 破産	6
1.6, 刑事有罪判決	6
1.7, 民事訴訟	6
1.8, 他の専門団体	6
2, 施術に関する決定にクライアントが完全に参加する権利を尊重する	7
2.1, クライアントとのコミュニケーション	7
2.2, 同意(同意)	7
2.3, 私的な部位の検査と施術	9
2.4, クライアントへの節度	9
2.5, 付添い	10
2.6, クライアントの視聴記録	10
3, 国民の信頼と信用の正当性を証明する	11
3.1, 施術の義務	11
3.2, オステオパスとクライアントとの連絡	12
3.3, 家庭/寄宿舍の往診	12
3.4, 同僚との関係	12
3.5, 一般医師との関係	13
3.6, 同僚に対する意見	13
3.7, 専門家の基準(職業的水準)	13
3.8, 個人的基準(個人の基準)	14
3.9, 法律が求める内容	14
3.10, 開業(実践)する権利	14
3.11, オステオパシー責任賠償保険	14
3.12, オステオパスが実施できる内容に対する法的制限	14
3.13, 苦情	15
3.14, 術者(オステオパス)の健康の問題	15
3.15, 信頼が失われた(崩れた)場合	16
4, 秘密情報を維持し、尊重し、守る	17

4.1,	個人情報保護（秘密保持）の原則	17
4.2,	同意（同意）なしの開示	17
4.3,	オステオパシーの記録	18
4.4,	データ保護	19
4.5,	記録の開示	19
5,	施術院（実践）情報と勤務環境	20
5.1,	施術院（実践）情報	20
5.2,	料金	20
5.3,	オステオパスのスタッフ	20
5.4,	勤務環境	21
5.5,	障害者差別解消法	21
5.6,	人種関係法	21
5.7,	衛生と安全	21
6,	学生に対する授業と後輩の同僚の監督	22
6.1,	学生と後輩の同僚	22
6.2,	信頼が第一	22
	索引	23

日本オステオパシー連合

日本オステオパシー連合は、オステオパスの登録およびその専門教育と行為に関する規定の作成を含む、オステオパシーの専門業に関する規則を整備し、専門分野の開発と促進、および関連する目的の規定を作成する。

はじめに

日本オステオパシー連合（JOF）は、オステオパシーの専門業を規制し、開発し、促進することで国民を保護する役割を負う。その役割の一部として、JOFは、オステオパスに期待される行為と実践の基準を定めた実践規範を刊行した。

規範には、オステオパシーの実践に関する助言、および個人と専門家の行為の原則が含まれている。それ、国民とクライアントの期待に関する指針が記載され、さらに JOF の管轄が説明されている。

規範は、すべてのあり得る状況における行為のすべての面を管理する一連の規定ではなく、大多数の専門業の状況に拡張できる原則に基づく指針である。オステオパシーの実践は、専門的判断の練習、および規範と医療専門家の共通価値から知らされる、個人的責任の受諾を必要とする（29 ページを参照）。規範を通じ各条の下の括弧内の注記は、詳しい指針を提供する助言の他の関連情報源に関する参照を記載している。

本書は、専門業用の建設的指針として主に考案されているが、その原則のいずれかを順守しないと訴訟行為に値する結果になる場合がある。

日本オステオパシー連合へ登録の意味する内容

オステオパスとしての登録は、責任を伴う。自己と自己の専門的実践を行う方法に責任を負う。常に決定と行動を説明し正当性を証明する準備ができていなければならない。オステオパスの評価を受けるクライアントは、高い基準の施術を受ける権利を有する。オステオパスの登録が存在するのは、求められた基準を実践する能力を証明した者を国民が確認できるようにするためである。

オステオパスとして次の事項を実施しなければならない

以下により、クライアントの施術をオステオパスの最初の問題としなければならない。

- ・ 正直で信頼できること、
- ・ すべてのクライアントを丁寧に思いやりをもって施術すること、
- ・ クライアントの尊厳、人格、プライバシーを尊重すること、
- ・ 適切な介護と施術を提供すること、
- ・ 専門家としての地位を乱用しないこと。

以下により、その介護に関する決定に完全に参加するクライアントの権利を尊重する。

- ・ とりわけ、常時検査や施術を中止し、付添いが立ち会う、クライアントの権利を彼らに認識させること、
- ・ クライアントを検査しまたは施術する前に、同意を入手すること、
- ・ クライアントの話を聞き、その見解を尊重すること、

- ・ クライアントに完全な情報を与え、オステオパスを理解するようにすること。

以下により、国民の信頼と信用の正当性を証明する。

- ・ オステオパスの資格能力の限度を認識し、その範囲内で仕事をする事、
- ・ オステオパスの個人的価値観と見解がクライアントの施術を損なわないようにすること、
- ・ オステオパスの知識と技能を維持し開発すること、
- ・ 批判と苦情に迅速に建設的に対応すること、
- ・ オステオパスまたは同僚が実践に不適である可能性があると考えた正当な理由があれば、クライアントをリスクから守るために迅速に行動すること、
- ・ 他の医療専門家の技能を尊重し、クライアントのために彼らと協力すること、
- ・ 引き継ぐ医療専門家へ迅速に応答し、協力すること。

以下により、クライアントの情報を維持し、尊重し、守る。

- ・ 完全で正確な病歴を取る事、
- ・ 完全で正確な臨床記録を維持すること、
- ・ クライアントの情報を秘密にすること、
- ・ すべてのクライアントの記録を安全に保管すること。

1, クライアントのケアを第1に考える

1.1, クライアントとの関係

1.1.1, 信頼は、オステオパスとクライアントの関係の不可欠な部分である。オステオパスのプロ意識、および本規範と法律に記載された倫理基準の順守が、この信頼を高める。
(信頼が崩れた場合は第3.15.1、3.15.2を、何よりも信頼に関しては6.2を参照)

1.1.2, クライアントを優先しなければならない。助けを求めている者は、心配し弱みをもっている可能性がある。彼らは、オステオパスの専門知識と経験をもたず、オステオパシー施術に非現実的な期待を抱いている場合がある。
(クライアントとのコミュニケーションに関しては2.1.1 - 2.1.14を参照)

1.2, クライアントとの個人的関係

1.2.1, クライアントや彼らに近い誰かと個人的または性的関係を追及し、専門家の立場を乱用してはならない。これは、オステオパシーとクライアントにきわめて重要な信頼を傷つけるはずであり、オステオパスの臨床的判断と実践を損なう場合がある。

1.2.2, 自らをそうした立場に置くことを回避するだけでなく、そうした関係に入る意思として解釈されることがあるいかなる形の行動も回避することは、オステオパスの義務である。

1.2.3, クライアントとの近い個人的または性的関係が発展していると考え、またはそれを示唆する徴候がある場合、クライアントの施術を中止し、直ちにオステオパスとクライアントとしての関係を終わらせなければならない。

1.2.4, 専門職としての関係を終わらせるとき、クライアントが別のオステオパスを見つけることを助けるため、合理的な努力を払うべきである。オステオパスは、クライアントの同意により、クライアントのオステオパシー記録の写しを、合理的にできる限り早く他のオステオパスへ提供することを申し出るべきである。
(秘密保持の原則に関しては4.1.1 - 4.1.6を参照)

1.2.5, クライアントとの関係が近いほど、クライアントに客観的施術を提供するオステオパスの能力が約束される可能性が高い。しかしながら、友人、特に小さな地域社会内で実践するオステオパシーについては、施術に関する規定を作成することは困難である。とりわけ、オステオパスの臨床判断が客観的になるようにし、正しい診断をする必要があるすべての情報を入手できるようにし、また完全に正確な記録を作成するため、クライアントの施術に関する明確な専門家としての一線を維持することはオステオパスの義務である。

1.3, クライアントに対する不当な影響

1.3.1, 医療を求めるクライアントは傷つきやすく、説得力のある影響を受けやすい場合があることを認識すべきである。オステオパスは、そうした状況を利用してはならない。これは、重大な信頼違反である。この事例は次のとおりである。

- ・ 不要であり、またはクライアントの最善の利益にならない調査や施術を受けさせること、
- ・ 必要な調査、施術または紹介を故意に保留すること、
- ・ 妥当なものを越えて施術を引きのばすこと、
- ・ 他の専門的助言を入手し、またはオステオパスの金銭的報酬をもたらす製品を購入するよう、クライアントに圧力をかけること、

(金銭的・商業的活動に関する1.4.1 - 1.4.3を参照)

- ・ もっぱら金銭的利得のために専門的サービスや製品を勧めること、

- ・ 法外な料金を請求し、または料金と関連費用が発生するまでそれらに関する情報を提供しないこと、
(料金に関する 5.2.1 を参照)
- ・ クライアントからお金や金銭的利得をもたらす他の便益を借りること、

1.4, 金銭的・商業的活動

1.4.1, すべての金銭的・商業的活動において、オステオパスは正直で信頼されなければならない。オステオパスの事業問題は、クライアントに対するオステオパスの態度に影響を与えてはならず、または提供する施術を悪化させてはならない。
(クライアントに対する不当な影響に関しては 1.3.1、支払い不能に関しては 1.5.1 - 1.5.2、同意なしの開示に関しては 4.2.6 を参照)

1.4.2, クライアントに製品やサービスを勧めてもよいが、推奨するときに、これから受け取ることができる金銭的利益を宣言しなければならない。オステオパスの専門的判断で、クライアントに有益な製品やサービスしか推薦してはならない。

1.4.3, オステオパスは、それらを他の専門組織や商業組織へ紹介して受け取る金銭的または他の利益をクライアントに宣言すべきである。その組織にオステオパスの名前を販売促進のために使用することを許可してはならない。

1.5, 破産

1.5.1, オステオパスが破産し、または破産が宣言され、またはオステオパスに対し破産申立が提出された場合、当事者の所属団体が対応し、適宜 JOF に報告する。また、オステオパスの専門業の補償が依然として備わっているか否か、またそれが変わったか否かも報告する。
(クライアントに対する不当な影響に関しては 1.3.1、金銭的・商業的活動に関しては第 1.4.1 - 1.4.3 を参照)

1.5.2, 破産に関し、MRO(J)の継続を鑑み、時宜を得た/定期的な報告をすることを JOF から求められることがあり、また適当な時期に、JOF が納得するまで職務遂行の証拠を提供しなければならない。

1.6, 刑事有罪判決

1.6.1, 刑事犯の判決を受けた場合、当事者の所属団体が対応し、JOF に報告する。
(個人的基準に関して 3.8.1 - 3.8.3 を参照)

1.7, 民事訴訟

1.7.1, オステオパシー実践に関してオステオパスに対し民事訴訟が起こされた場合、オステオパスは所属団体へ通知し、合理的にできる限り早く、詳細を提出しなければならない。

1.8, 他の専門団体

1.8.1, 医療などを問わず、専門団体による調査や不利な決定を受けた場合、所属団体へ通知し、実際に合理的にできる限り早く詳細を JOF へ提出しなければならない。

2、 施術に関する決定にクライアントが完全に参加する権利を尊重する

2.1、 クライアントとのコミュニケーション

2.1.1、 オステオパスとクライアントの有効なコミュニケーションは、オステパシー実践が成功する鍵である。クライアントに言う内容を彼らが聞き、理解するようにあらゆる合理的努力を払うのはオステオパスの責任である。

2.1.2、 オステオパスは、クライアントに集中して注意を払うべきで、そのニーズに正しく対処するため十分な時間を使用できるようにすべきである。オステオパスは、クライアントの話の聞き、その見解と価値を尊重することが不可欠である。クライアントの施術を始める前に、付添いを立ち合わせ、いつでも検査や施術を中止する権利を含め、クライアントとしての権利を知るようにすべきである。

2.1.3、 クライアントがオステオパスとしてのオステオパスから現実的に何を期待できるか理解させるようできる限り努めるべきである。クライアントが非現実的な期待をオステオパスに抱くなら、これを明確にし、非現実的である理由を説明すべきである。

2.1.4、 特定の施術に関連する通常の固有のリスクだけではなく、酷く衰弱させる結果となる低いリスクについても説明すべきである。

2.1.5、 専門的判断をして、クライアントがその症状と利用可能な施術オプションを理解するためにはどのような情報が最も役立つか評価すべきである。

2.1.6、 クライアントに不明なものがあるか、またはさらに情報が必要か質問するよう促すべきである。

2.2、 同意

2.2.1、 クライアントは、彼らに何が起きるか確認する権利を有し、また同意はオステオパスが提案する施術をオステオパスが提供することに対する彼らの合意である。同意の入手は、オステオパスの実践と法的要件の基本的部分である。最初に同意を入手せずにクライアントを検査または施術すると、刑事と民事ならびに JOF 訴訟に直面する可能性がある。

2.2.2、 クライアントを検査または施術する前に、彼らの同意を得なければならない。有効であるためには、同意は特定の、情報に基づいたもので、クライアントが与えなければならず、また自分で同意を与える能力のない子供の場合、親や保護者が与える。「特定の」とは、それぞれ明確な手順に対しクライアントが同意することを意味し、また「情報に基づいた」とは、2.1.3、2.1.4、2.1.5 に沿って完全な説明が与えられたことを意味する。

2.2.3、 クライアントは、オステオパスの助言や施術を受けるか否か選択する権利を有する。前に進む前に、できる限りクライアントがオステオパスの話した内容を理解した上で、検査や施術に合意するようにすべきである。同意は自主的なものでなければならず、クライアントによっては、同意を与える前に提案された施術について考える時間を必要とする者もいる。

2.2.4、 同意の入手は、現行のプロセスである。クライアントは、気持が変わり、いつでも同意を取り消すことができる。クライアントが過去にその施術に同意したという理由だけで、クライアントは特定の施術に同意したと思えないこと。

2.2.5、 プライベートな部位に対し検査や施術を行う場合、必ず施術を受ける本人に検査・施術の目的・方法を説明し、理解を得て同意を取ることとする。同意については口頭もしくは

は書面で取るが、書面が推奨される。18歳未満判断能力に応じて本人、もしくは保護者の同意を必要とする。(同意年齢については2.2.10、2.2.11参照) プライベートな部位は、口腔、乳房、鼠径、恥骨、会陰、直腸肛門を含むが、この項目がすべてではなく、クライアントによっては、体の他の部位を「プライベートな部位」とみなす者もいる。ただし、現在の日本におけるオステオパシーの法的立場、今後の影響を鑑み、乳房、膣、直腸肛門へのダイレクトアプローチは同意があったとしても禁止事項とし、違反した場合、処分は各団体の規則に則る。

(プライベートな部位の検査と施術に関する2.3.1 - 2.3.6を参照)

2.2.6, 乳房、膣、直腸の検査と技法は行ってはならない。他の私的な部位の検査および/または施術に対し口頭(書面推奨)の同意を入手することを勧める。

2.2.7, 法律では、一部のクライアントは、病気や精神力により、彼ら自身の検査や施術に対し同意を与える能力がないことが認識されている。この理由は、彼らが十分な情報を吸収し、それを評価し、情報に基づく決定をすることができないためである。

2.2.8, オステオパスは、クライアントの日常の介護に従事している適格な成人と、オステオパスの意見で同意を与える能力がない成人クライアントの検査と施術について打ち合わせる必要がある。いかなる成人も別の成人に代わり同意を与えることはできないが、彼らは、その意見で、提案された施術がクライアントの最善の利益になるか否か示すことができる。

2.2.9, 子供を検査または施術する前に、彼らが同意したことを確認しなければならない。

2.2.10, 年齢により、提案された検査や施術の性質と意義を十分理解できる成熟度と知能があり、それに対し同意ができる者もいる。概ね15歳で検査や施術に関する判断能力があると評価されるが、判断能力の有無についてはオステオパスが評価する。

2.2.11, 判断能力と親権者の態度に応じた施術の対応は以下に整理する。

- 18歳以上で判断能力がある場合は、本人の同意もしくは同意書を得、本人の意向に沿う。
- 18歳未満で判断能力がなく、親権者が拒否する場合、施術はできない。一方もしくは双方の同意の場合、施術を希望する親権者の同意に基づいて施術を行う。
- 15歳以上で判断能力があり、当事者は同意し、親権者が拒否する場合は、本人の同意書を得、本人の意向に沿う。

2.2.12, オステオパスが検査や施術を提案する子供が同意を与える十分な能力があるか否か評価するのは、オステオパスの責任である。疑問があれば、親の責任を負う者から同意を求める。乱用、暴行、または過失の申立てのリスクを低下させるため、可能な限り同意を得る際に子供の親や保護者を参加させることを強く勧める。

2.2.13, 子供が親や保護者を参加させることを断った場合、成人の付添いを立ち合わせるよう子供に促す。

(付添いに関する2.5.1 - 2.5.4を参照)

2.2.14, 適格な子供が同意を与える場合、親の責任を負う者がこれを無効にすることはできない。しかしながら、子供が同意を与えることを拒否した場合、親の責任を負う者は子供の代わりに同意を与えることができる。

2.3, 私的な部位の検査と施術

2.3.1, クライアントの鼠径、骨盤、胸部などを含む私的な部位を検査または施術しなければならないとき、良好なコミュニケーションが特に重要である。クライアントによっては、体の他の部位を「敏感な」または「私的な」とみなす者もあり、これには注意すべきである。

2.3.2, オステオパスは、必要な内容と必要な理由を常に明確に穏やかにクライアントへ説明すべきである。話した内容をクライアントが理解したと確信したら、彼らが手順と同意を入手することに合意したか否か尋ねる。
(同意に関する 2.2.1 - 2.2.14 を参照)

2.3.3, 付添いなしに以前の機会に訴訟を起こした可能性のあるクライアントがその決定について反省した可能性があるため、私的な部位の検査および/または施術を提案するごとに、付添いを申し出なければならない。
(付添いに関する 2.5.1 - 2.5.4 を参照)

2.3.4, 現在の日本におけるオステオパシーの法的立場上、膣や直腸の検査や技法を行うことは禁止する。

2.3.5, クライアントの節度を尊重し、手順前後の衛生要件に気をつける機会を提供する。
(クライアントの節度に関する 2.4.1 - 2.4.4 を参照)

2.3.6, プライベートな部位の検査や施術のためクライアントが下着を脱ぐ必要は現状認められない。

2.4, クライアントへの節度

2.4.1, クライアントに対しオステオパスが有効な検査および/または施術を行うために必要な最低レベルまで衣服を脱ぐことしか求めてはならない。常に、適切なスクリーンを用意し、または施術室を去り、クライアントが私的に衣服の着脱ができるようにしなければならない。
(私的な部位の検査と施術に関する 2.3.5 - 2.3.6 を参照)

2.4.2, クライアントが施術中に衣服を脱いだ状態になる必要がある場合、タオルや毛布といたって適当な覆いを提供すべきである。クライアントは、できる限りその節度を守ることができれば、いっそう快適に楽に感じる。手順を実施するため必要以上にクライアントを露出させたままにしないこと。これは、特に私的な部位を施術するとき重要である。

2.4.3, 2.4.1 と 2.4.2 に示されたとおり、クライアントの節度を専門的基準へ維持するオステオパスの義務は、節度の感覚が低いクライアントについて減少するわけではない。一方、それは高い感覚の節度をもつクライアントに関して増大する場合がある。

2.4.4, 特に個人的経験と文化の影響は、各クライアントに求められる節度のレベルを決める。そうした問題は、一部のクライアントに容易に見られる場合があるが、他のクライアントはそうではない。

(倫理問題とコミュニケーションのチラシを参照)

2.5, 付添い

2.5.1, 付添いは、クライアントの同意により、診察を通じクライアントに同伴する、クライアントが選択した者である。これは、オステオパスの実践からの適任者か（しかし、オステオパスの配偶者であってはならない）、またはクライアントの親戚や友人とすることができる。

(同意に関する 2.2.1 - 2.2.14 を参照)

2.5.2, 付添いが求められ、かつ利用できる適任者がいない場合、オステオパスは、別の都合のつく予約をしなければならない。

2.5.3, プライベートな部位の検査および/または施術を行い、18歳未満の子供を施術し、またはクライアントをその家で施術する場合、常に付添いのサービスを申し出るべきである。クライアントが付添いを求めた場合、オステオパスは、施術の種類を問わず立ち会いする者を許可しなければならない。

(プライベートな部位の検査と施術に関する 2.3.1 - 2.3.6 と、家庭/寄宿舍の往診に関する 3.3.1 を参照)

2.5.4, 付添いが立ち会う場合、オステオパスはこれを付添人の同意書面での署名および/またはクライアントの施術録に記録が推奨される。

2.6, クライアントの視聴記録

2.6.1, オステオパスは、クライアントの視聴記録を取ると役立つことが分かる場合があり、またクライアントが記録作成に同意し、オステオパスが以下の指針に従うなら、これは無害である。

2.6.2, 何らかの形の記録を取る前に、オステオパスは、最初に次の事項を説明した後で、クライアントの書面の同意を入手しなければならない。

- 特定の形の記録が必要な理由、
- それを使用する意図、
- その記録を見聞する者、
- 記録の保管方法と場所、
- その記録を保管し使用する期間。

(同意に関する 2.2.1 - 2.2.14 を参照)

2.6.3, オステオパスは、常に目的を達成するために必要な記録の最も押しつけがましくない手段を使用すべきである。たとえば、クライアントの動きを記録することが重要ではない場合、ビデオ記録よりもオステオパシーをやはり使用すべきである。オステオパスは、できる限り授業や研究のために使用する写真ではクライアントの身元を隠すべきである。

2.6.4, オステオパスは、できる限り記録の保管と輸送を紛失、盗難、無許可のアクセスのないように安全に確実に行うようにすべきである。

(データ保護に関する 4.4.1 と記録へのアクセスに関する 4.5.1 を参照)

3, 国民の信頼と信用の正当性を証明する

3.1, 施術の義務

3.1.1, 敬意をもってクライアントを施術することは、良きオステオパシー実践の基本である。これは、オステオパスのプロ意識と倫理基準の順守と共に、クライアントの信頼を得ることになる。オステオパスは、決してこの信頼を乱用してはならない。クライアントがオステオパスに相談するとき、彼らの福祉が優先しなければならない。
(クライアントとの関係に関する 1.1.1 - 1.1.2 を参照)

3.1.2, クライアントに対する見方により施術が損なわれることを許してはならない。これに含まれるのは、彼らの性別、民族性、身体障害、文化、信条、性的特質、ライフスタイル、年齢、社会的地位、言語の難しさまたはその他特徴である。オステオパス自身の価値観、信条、および態度が、クライアントの福祉の利益に優先し前になってはならない。
(障害差別解消法に関する 5.5.1 と人種関係法に関する 5.6.1 を参照)

3.1.3, コミュニケーションが難しいクライアントの検査や施術を提案する場合、オステオパスは、あらゆる合理的な努力を払い、このクライアントを支援しなければならない。たとえば、クライアントがオステオパスの言語を話すことができず、または手話に依存できない場合、適切な通訳を使用する。
(クライアントとのコミュニケーションに関する 2.1.1 - 2.1.6 を参照)

3.1.4, オステオパスは、クライアントの施術を受け入れ、または続ける義務はない。クライアントの施術を継続できないと決定した場合、オステオパスは、直ちにクライアントにその決定を知らせ、合理的な努力を払ってクライアントが代替りの施術情報源を見つけることを手助けすべきである。
(信頼が崩壊した場合に関する 3.15.1 - 3.15.2 を参照)

3.1.5, 誰かをクライアントとして受け入れた場合、オステオパスは、彼らに適切な診察と良質の施術を提供する義務がある。これに含まれるのは、完全な病歴、検査、調査、施術（これは資格能力のレベル内でなければならない）および/または紹介である。

3.1.6, オステオパスの施術下にあるクライアントは、合理的な範囲でオステオパス自身が彼らに利用可能であると正当にオステオパスに期待するものである。オステオパスは、クライアントがオステオパスの実践措置に関し明確な情報を持つようにすべきである。オステオパスが実践を中止する場合、オステオパスは、できる限りクライアントが別のオステオパスにアクセスできるようにすべきである。
(実践情報に関する 5.1.1 - 5.1.6 を参照)

3.1.7, 他のオステオパスと協力し、または他の医療専門家とクライアントの施術を共有する場合、オステオパスは、オステオパスとその同僚間の明確なコミュニケーションが確保され、かつ有効な移管手順が備わっているようにしなければならない。これは、口頭で行うことができるが、移管記録をクライアントのオステオパシー記録に作成すべきである。
(同僚との関係に関する 3.4.1 - 3.4.4、一般医師との関係に関する 3.5.1 - 3.5.3 およびオステオパスのスタッフに関する 5.3.1 を参照)

3.2, オステオパスとクライアントとの連絡

3.2.1, オステオパスがクライアントを見ることに合意する場合、オステオパスは契約関係を結び、その条件は明確に理解され双方が受け入れる必要がある。診察時とその後で、できる限り、クライアントがオステオパスが提供できるものとできないものを理解できるようにするのはオステオパスの義務である。

3.2.2, 契約のオステオパス側は、クライアントに助言しまたは施術するためオステオパスの専門的知識と技能を使用する際に合理的な施術をすることである。さらに、オステオパスは、オステオパスの仕事場でオステオパスを支援する者が彼らに委任された義務を遂行する資格能力があり、彼らの責任を認識し、適切に訓練を受け、必要なら監督を受けるため、あらゆる合理的措置を取る必要がある。

(同僚との関係に関する 3.4.1 - 3.4.4 とオステオパスのスタッフに関する 5.3.1 を参照)

3.2.3, オステオパスは、オステオパスではない者にオステオパシー施術を委任してはならない。

(3 ページの JOF 登録と JOF 登録の意味する内容を参照)

3.3, 家庭/寄宿舎の往診

72. 規範の指針は、オステオパスがクライアントを本人の家庭で検査や施術を行うとき特に重要である。オステオパスは、適当な施術台を持参し、できる限りクライアントのベッドで施術しないようにすべきである。実践環境でオステオパスが施す場合と同様のレベルの専門的注意と言葉の使い方が期待される。家庭往診への言及は、クライアントのオステオパシー記録に記載すべきである。

(同意に関する 2.2.1 - 2.2.14、付添いに関する 2.5.1 - 2.5.4、およびオステオパシー記録に関する 4.3.1 を参照)

3.4, 同僚との関係

3.4.1, 近代医療では、専門家は別の専門家と協力して実践することが多い。クライアントは、そのニーズに最も適した開業医から助言や施術を受けることを正当に期待している。オステオパスは、それぞれ個々のクライアントに最適の施術を確保するため、他のオステオパスおよび医療専門家と協力すべきである。

(一般医師との関係に関する 3.5.1 - 3.5.3 を参照)

3.4.2, 特に、単独の開業医は、オステオパスと他の医療開業医との有効なネットワークを築いて維持すべきである。

3.4.3, オステオパスがクライアントを別の開業医へ紹介するとき、オステオパスは、合理的にできる限り、クライアントを紹介する相手はそのニーズを満たす資格能力があり、専門職業人実損補填保険に入っていないなければならない。クライアントを紹介している相手に、クライアントに関する関連情報を提供しなければならず、そうすることについてクライアントの同意を先ず入手する。

(秘密保持の原則に関する 4.1.1 - 4.1.6 を参照)

3.4.4, オステオパスは、登録済みのオステオパスではない者にオステオパシー施術を提供するためのいかなる関係も締結してはならない。

(3 ページの JOF 登録と JOF 登録の意味する内容を参照)

3.5, 一般医師との関係

3.5.1, そうすることについてクライアントの同意を先ず入手した上で、クライアントがオステオパシー施術を受けており、クライアントの一般医師と直接連絡を取りたいことをクライアントの一般医師に知らせるため、クライアントを励ますべきである。

3.5.2, オステオパスは、クライアントに関して保有する情報を要求しまたは公表するため、クライアントの同意を常に入手すべきである。これには次の事項が含まれることがある。

- ・ オステオパスの診断、
- ・ 施した施術、
- ・ 施術に対するクライアントの反応、
- ・ 一般医師がすでに実施した調査や試験結果の要求。

3.5.3, いかなるコミュニケーションも専門的方法で行い、クライアントのオステオアシー記録に記録すべきである。

(オステオパシー記録に関する 4.3.1 - 4.3.4 を参照)

3.6, 同僚に対する意見

3.6.1, 同僚や他の医療専門家に関して行った見解は、正直で正確かつ持続可能でなければならない。

3.6.2, 同僚の行為、健康または専門家の遂行能力がクライアントを脅かすと考えた場合、オステオパスは、クライアントの利益に多くの責任を負う。オステオパスの義務は、クライアントを守ることである。必要なら、オステオパスは、自信をもって、雇用者、JOF またはどこか他の当局へ知らせるべきである。

(個人の基準に関する 3.8.1 - 3.8.3、オステオパスの健康の問題に関する 3.14.1 - 3.14.2 を参照)

3.7, 専門家の基準 (職業的水準)

3.7.1, オステオパスとしての資格能力は、その職務歴を通じ専門的遂行能力の基準によって担われなければならない。オステオパスは、次の事項により JOF が要求する基準を維持しなければならない。

- ・ 以下に照らして専門的実践を定期的に体系的に見直すこと。
 - JOF が定めた熟練度の基準、
 - 規範
 - JOF が発行し、または承認した補足指針。
- ・ 関連する継続的専門能力開発 (CPD) の積極的なプログラムを追求すること。
- ・ オステオパスのオステオパシーの実践に影響を与える法律の変更に対応すること。

(法律が求める内容に関する 3.9.1 - 3.9.2 を参照)

3.7.2, オステオパスは常に以下の事項を実施しなければならない。

・ クライアントのオステオパシー記録とクライアントの苦情に関する写しの要求といった、専門家の問合せに対し迅速に、完全に、専門的に対応すること。

- ・ その機能を果たすため、JOF と協力すること。
- ・ 常に専門家の品位を維持すること。

(苦情に関する 3.13.1 - 3.13.6、秘密保持の原則に関する 4.1.1 - 4.1.6 および現地の苦情処理のチャートを参照)

3.8, 個人的基準（個人の基準）

3.8.1, 適切な個人的基準は不可欠である。長時間経過すると JOF による訴訟を招くきっかけになりかねない。たとえば、不正行為、下品や暴力、裁判所の有罪判決、酩酊、または薬物乱用は、オステオパスの専門的実践と直接関係はない場合でも、重大な結果になる可能性がある。

(支払い不能に関する 1.5.1 - 1.5.2、刑事有罪判決に関する 1.6.1、および民事訴訟に関する 1.7.1 を参照)

3.8.2, 登録申請前に行われたいずれかの時点のそうした行動は、登録拒否になる可能性がある。さらに、JOE がオステオパスの実践の適性を検討する理由がある場合、それは後日考慮される場合がある。

3.8.3, アルコールや他の判断を損なう薬物や物質の影響下にある場合、オステオパスは開業してはならない。

(オステオパスの健康問題に関する 3.14.1 - 3.14.2 を参照)

3.9, 法律が求める内容

3.9.1, オステオパスは常時法律の範囲内で行動しなければならない。法律は、医療専門家に相談するクライアントの利益を守る多くの基準を適切に提供する。オステオパスが法的義務を理解し、オステオパスの実践に影響を与える可能性のある変更に精通することはオステオパスの責任である。疑念がある場合、専門協会の法的助言を得るかまたは相談すること。(オステオパスが行うことができる内容の限度に関する 3.12.1 を参照)

3.9.2, オステオパスに適用される最も重要な法的義務が 3.10.1 - 3.12.3 に要約されている。規範の目的は概要の指針であり、時に入手する必要がある完全な法的助言の代用ではない。

3.10, 開業（実践）する権利

3.10.1, オステオパスが JOE の基準を満たし、登録している場合に限り、商標登録されている MRO(J) と自称する権利が与えられる。(商標登録番号第 4425809 号 <https://www.jp-platpat.inpit.go.jp/t0201> 参照)

3.10.2, 日本で教育を受けたもの、日本で開業しているオステオパスで、海外で開業した場合、そのための法的要件を先ず確認すべきである。これらは、国によって様々である。

3.11, オステオパシー責任賠償保険

3.11.1, オステオパスは、各団体の加盟しているオステオパシー保険に加入することが推奨される。

3.12, オステオパスが実施できる内容に対する法的制限

3.12.1, オステオパスの立場として、以下を含む事項を禁じる。

- 一定の条件に対する施術の広告 (3.12.2 参照)、
- 一定の手順の実施、
- 処方薬の処方、提供、または投与、
- 登録済み開業医の署名が必要な証明書に署名すること、
- 診療、診療の補助を伴う、動物の施術。

3.12.2 オステオパシーの業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1, オステオパスである旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2, 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3, 施術日又は施術時間
- 4, 予約に基づく施術の実施
- 5, 休日又は夜間における施術の実施
- 6, 出張による施術の実施
- 7, 駐車設備に関する事項

前項1及び2に掲げる事項について広告する場合においても、その内容は、オステオパスの技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

3.12.3, オステオパスは、別の医療専門職業の一員として実践することができるが、オステオパスがその専門職業から実践に適格であると認められ、該当する団体に登録され、適切な専門職業人実損補填保険に加入している場合に限られる。

3.13, 苦情

3.13.1, オステオパスが MRO(J)として求められる熟練度の基準を満たし、また規範の指針に従う場合、オステオパスは、オステオパシーを安全に、適格に、倫理的に実践できるはずである。しかしながら、ときどきクライアントは受けた施術に対し不満な場合がある。

3.13.2, オステオパスは、その実践に対する苦情を考慮し対応する手順を運用すべきである。すべてのスタッフは、採用された手順に精通し、苦情を誰に伝えるか知るべきである。(オステオパスのスタッフに関する 5.3.1 を参照)

3.13.3, その問題を迅速に有効に処理すると、関係者全員のストレスと不安を最小限に抑えることができる。(秘密保持の原則に関する 4.1.1 - 4.1.6 を参照)

3.13.4, オステオパスは、苦情防止に努めるべきである。

3.13.5, オステオパスは、(保険に関わるような)苦情を受け取ったら、直ちに適切にその所属団体へ知らせるべきである。所属団体への連絡は団体で、JOF への連絡は JOF で処理する。個人情報保護法に則り、苦情の共有は必要に応じて適宜行う。(専門職業人実損補填保険に関する 3.11.1 を参照)

3.13.6, 苦情は、施した施術の基準について反省する機会であり、改善できる実践分野を明らかにすることができる。

3.14, 術者(オステオパス)の健康の問題

3.14.1, オステオパスがその肉体または精神的健康が損なわれ、実践する能力に影響することを知り、または疑いがある場合、オステオパスは、次の事項を実施しなければならない。

- ・ 必要なら、医療の助言者がオステオパスが再び実践に適すると判断するまで、実践をすべて中止する、
- ・ オステオパスの実践を修正すべきか否か、またその場合の方法について、適切な医療上の助言を求めて従う、
- ・ JOF へ知らせる。

(個人の基準に関する 3.8.1 - 3.8.3 と同僚の意見に関する 3.6.1 - 3.6.2 を参照)

3.14.2, オステオパスが重大な伝染性状態に暴露され、またはその保有者であると疑われる理由がある場合、オステオパスは、実践を直ちに中止し、適切な医療助言者から助言を求めらるべきである。オステオパスは、実践の中断または修正に関して与えられた助言を受け入れて従うべきである。オステオパスは、クライアントに対するその伝染防止に必要なすべての対策を取らなければならない。

3.15, 信頼が失われた（崩れた）場合

3.15.1, オステオパスのクライアントとの専門的関係がうまく行くようにするのはオステオパスの責任である。何らかの理由で信頼が崩れ、オステオパスが適切な基準の施術をもちや提供できない場合、オステオパスまたはそのクライアントは、関係を終わらせることができる。

(クライアントとの関係に関する 1.1.1 - 1.1.2 と最初に信頼に関する 22 ページを参照)

3.15.2 これが起こった場合、オステオパスは、合理的な努力を払いクライアントが代替りのオステオパシーの情報源や他の施術を見つけることを助けなければならない。クライアントの同意により、オステオパスは、遅滞なくクライアントの施術に対する責任を引き継ぐだけの十分な情報を持つ新しいオステオパスや医療開業医を提供すべきである。

(秘密保持の原則に関する 4.1.1 - 4.1.6 を参照)

4, 秘密情報を維持し、尊重し、守る

4.1, 個人情報保護（秘密保持）の原則

4.1.1, クライアントは、オステオパスが秘密保持の規定を守ると期待する権利を有する。オステオパスがそうしない限り、クライアントは、良い施術の提供に必要な情報をオステオパスに与えることをためらうことになる。

4.1.2, 通常の場合では、オステオパスは、専門的仕事の途中で形成する意見と共に、クライアントの身元とオステオパスが知り記録する他の個人情報を秘密にするべきである。この義務は、オステオパスのスタッフに及び、クライアントが死亡した後でも存続する。（オステオパスのスタッフに関する 5.3.1 と記録に対するアクセスに関する 4.5.1 を参照）

4.1.3, 同様に、オステオパスは、そうすることに対するクライアントの同意がない限り、パートナーや家族へクライアントの個人情報、医療の明細または施術を公表し、または話すべきではない。（苦情に関する 3.13.1 - 3.13.6 を参照）

4.1.4, オステオパスは、責任を負う秘密情報が常時紛失、盗難、不適切な開示に対し安全措置が講じられるようにしなければならない。

4.1.5, オステオパスは、クライアントまたは代わりに指名された誰かが、開示する特別許可を与えた場合、秘密情報を発表することができる。クライアントに関し保有するすべての情報を開示することが常に必要ではない場合がある。クライアントに関する情報を開示するためその同意を求めているとき、オステオパスは、開示しようとしている範囲と、その理由および可能性の高い結果をクライアントが理解できるようにしなければならない。（同意に関する 2.2.1 - 2.2.14 を参照）

4.1.6, オステオパスは、クライアントに関する情報が仕事場で開示される可能性があり、彼らの医療に関わる情報の状況をクライアントに説明しなければならない。クライアントが希望するなら、これに対する許可を保留することを許可する。オステオパスは、情報を開示する医療勤務者に対し、彼らもクライアントの秘密保持を尊重しなければならないことを助言しなければならない。（同僚との関係に関する 3.4.1 - 3.4.4 と一般医師との関係に関する 3.5.1 - 3.5.3 を参照）

4.2, 同意（同意）なしの開示

4.2.1, オステオパスは、裁判所や他の法的機関の命令により、または公共の利益のため、それを余儀なくされない限り、クライアントの同意なしにクライアントに関する秘密情報を開示してはならない。

4.2.2, 社会に対するオステオパスの義務がクライアントに対する義務を無効にする、公共の利益の場合、同意なしの開示が必要になることがある。これは通常、たとえば、感染、暴力、または重大な刑事行為の可能性など、クライアントが自らまたは他人を重大なリスクに曝すときに起きる。

4.2.3, オステオパスは、クライアントの健康のために、ときどきクライアントの医療助言者、法的保護者、または親近者と秘密情報を共有する必要がある場合がある。例外的な状況では、たとえば、クライアントが同意を与えることができず、または不当に拒否し、または同意を求めることが医療や他の理由から望ましくない場合、オステオパスは、同意なしにこ

れを実施することができる。この状態が起きた場合、オステオパスは、開示する前にその専門協会、専門職業人実損補填保険会社、または JOF から指針を求めるよう助言される。
(一般医師との関係に関する 3.5.1 - 3.5.3 を参照)

4.2.4, オステオパスが同意なしに情報開示を決定する場合、オステオパスは、その状況に必要な最小限の量の情報を開示すべきである。しかし、オステオパスがそうする前に、できれば、あらゆる合理的努力を払いクライアントに対しオステオパスがこの行動を取ることを提案し、その理由を説明することをクライアントに助言すべきである。オステオパスは、最初に法的助言を得ることを希望することができ、また開示された情報、開示した相手、開示の理由をクライアントのオステオパシー記録に慎重に記録すべきである。オステオパスは、必要なら、その行動の正当性を証明できなければならない。
(オステオパシー記録に関する 4.3.1 を参照)

4.2.5, 裁判所は、クライアントの同意なしに情報の開示を命令することができる。これが起きた場合、オステオパスは、命令された情報に限定して発表すべきである。オステオパスは、こうした状況で法的助言を希望することができる。

4.2.6, オステオパスは、税務検査官がオステオパスの実践財務記録を検査することを許可する必要がある場合がある。クライアントの秘密保持を守るため、財務情報は臨床報告書から分離して保管すべきである。
(財務と商業活動に関する 1.4.1 を参照)

4.3, オステオパシーの記録

4.3.1, オステオパスは、正確な、総合的な、容易に理解される、同時期の、署名され（コンピュータ化された記録の場合、イニシアルの入力）、日付の記載された症例ノートを保管しなければならない。これらのノートは、常に消えないインクで作成し、少なくとも次の事項を記録すべきである。

- ・ クライアントの個人的明細、
- ・ クライアントが報告した問題と症状、
- ・ 関連する医療と家族歴、
- ・ オステオパスの臨床所見、
- ・ オステオパスが提供した情報と助言、
- ・ 提案された検査や施術に関連するリスクに関し、クライアントに与えた実際の助言、
- ・ 行った決定、
- ・ 同意および/または同意書式の記録、
- ・ オステオパスが提供し、または手配した調査と施術、およびその結果、
- ・ クライアントとのコミュニケーション、
- ・ クライアントに関する通信文、報告書、試験結果などの写し、
- ・ 施術/施術結果に対する反応、
- ・ 家庭/寄宿舍の往診への言及、
- ・ 付添いがあったか、または要求がなかったか、
- ・ 学生/観察者がいたか否か。

(同意に関する 2.2.1 - 2.2.14 を参照)

(2.6.1 - 2.6.4 を参照)

(家庭/寄宿舍の往診に関する 3.3.1 を参照)

(付添いに関する 2.5.1 - 2.5.4 を参照)

(学生と後輩の同僚に対する授業に関する 6.1.1 - 6.1.6 を参照)

4.3.2, オステオパスは、オステオパシー記録の安全な保管に責任を負う。医師法第 24 条第 2 項および保険医療機関及び保険医療養担当規則第 9 条からの現在の指針は、5 年間記録を保管すべきだと記載している。

(データ保護に関しては 4.4.1、記録に対する開示に関しては 4.5.1 を参照 医師法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000201>、保険医療機関及び保険医療養担当規則 (厚生労働省令第 15 号) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332M50000100015> を参照)

4.3.3, オステオパスに対しクレームを追求する者が利用できる時間には法的制限がある。たとえば、人身傷害のクレームは、通常 3 年以内に行うべきである。したがって、法的措置が取られる可能性をオステオパスが知っている場合でも、上記の最低保留要件は十分であるはずである。一方、そのような状況では、オステオパスは、記録を破棄する前に専門職業人実損補填保険会社と専門協会と相談することを希望することができる。

4.3.4, 記録をつけ、書式に記入し、または情報を提供しているとき、オステオパスは、常に正直で正確でなければならない。オステオパスは、合理的な措置を取り提供する情報を検証し、関連情報を省略して誤解させてはならない。

4.4, データ保護

4.4.1, オステオパスが保管するクライアントの記録は、個人情報保護法の規定に従う。

(個人情報の保護に関する法律 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057> を参照)

4.5, 記録へのアクセス

4.5.1, クライアントは、オステオパスといった専門家が保管する医療記録の情報へアクセスする権利を有する。個人情報の保護に関する法律は生存する個人に関する情報に限られているが、生存する遺族の情報でもあり、この権利は、クライアントが指名した、または代わりの者、死亡したクライアントの正当に権限を有する代表者にも及ぶ。

(秘密保持の原則に関する 4.1.1 - 4.1.6 を参照 個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057> を参照)

5, 施術院（実践）情報と勤務環境

5.1, 施術院（実践）情報

5.1.1, すべての広告は、正直で信頼できるものでなければならず、本規範に示されている現在の指針に適合しなければならない。

(オステオパスが実施できる内容に対する制限に関しては 3.12.1 - 3.12.3 を参照)

5.1.2, オステオパスは、その専門的資格、実践措置、および提供するサービスに関する良質の、事実に基づく情報を提供すべきである。

5.1.3, オステオパスは、特別の関心を持ち、その実践が全部または主にその特別の関心へ捧げられていることを示すことができる。

5.1.4, オステオパスは、その専門的同僚や他の専門家に対し優越性を主張するか、または軽視してはならない。

(同僚に対する意見に関する 3.6.1 - 3.6.2 を参照)

5.1.5, オステオパスが登録済みの医療開業医でない限り、医療開業医であることを暗示する肩書きを使用してはならない（これは、オステオパスが博士号を持つ場合、「博士」を使用することを妨げず、肩書きがこれに関係することは明らかである）。

5.1.6, 上記の方法で実践情報の内容を管理する限り、オステオパスは、情報を自由には刊行し配布することができる。しかしながら、広報は、迷惑になるか、またはその対象となる者が対応する圧力下に置かれるような方法で、頻繁に行うべきではない。

5.2, 料金

5.2.1, すべてのオステオパスは、合理的に、かつ専門職業が紛争の的にならないように、料金を請求すべきである。オステオパスは、各費用の対象となる内容を示し、請求する料金に関して、診察と施術の前に情報を利用可能にすべきである。オステオパスの料金額は、オステオパスが提供する施術に関連すべきで、その施術が保健会社や他の第三者から支払われるクライアントに関しつり上げないようにすべきである。

(財務と商業活動に関する 1.4.1 - 1.4.3 と同意なしの開示に関する 4.2.6 を参照)

5.3, オステオパスのスタッフ

5.3.1, オステオパスは、その診療所に雇用するすべてのスタッフ、彼らの行動、および彼らがクライアントに与える指針や助言に責任を負う。これは、スタッフの管理と家事を含む。オステオパスは、彼らが特に次に関する規範の要件を理解し順守するようにすべきである。

- ・ クライアントの秘密保持、
- ・ 医療記録の保管、
- ・ クライアント、オステオパスの同僚、および他の医療専門家との関係、
- ・ 苦情、
- ・ 勤務環境、
- ・ 保健と安全、
- ・ 身体障害と人種差別。

(4.1.1 - 4.1.6 と 4.2.1 - 4.2.6 を参照。4.3.2、4.4.1、4.5.1 を参照。1.1.1 - 1.1.2、3.4.1 - 3.4.4、3.5.1 - 3.5.3 および 3.6.1 - 3.6.2 を参照。3.13.1 - 3.13.4 を参照。5.4.1 を参照。5.7.1 - 5.7.3 を参照。5.5.1、5.6.1 を参照。)

5.4, 勤務環境

5.4.1, オステオパスの勤務建物は、清潔、安全、衛生的に快適で、適切な機器を備えているべきである。オステオパスは、環境が有効なオステオパシー施術と、快適さ、クライアントのプライバシーと尊厳につながるようにすべきである。
(感染対策および衛生と安全に関する 5.7.1 - 5.7.3 を参照)

5.5, 障害者差別解消法 平成 28(2016)年 4月 1日施行

5.5.1 障害者差別解消法 2016 (財、施設、サービスおよび建物へのアクセス権) は、サービス提供者に対しサービスを提供する方法において身体障害者に「合理的調整」を行うことを義務付けている。同法は、サービス提供者に対し次のような可能なオプションを規定している。すなわち、身体障害者がサービスや家庭往診の提供の利用を不可能または不当に困難にする建物の物理的特徴を除去し、変更し、または回避することである。

「厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sabet su_kaisho/index.html

「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sabet su_kaisho/dl/iryuu_guideline.pdf

「障害を理由とする差別の解消の推進」 (内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

5.6, 人種関係法

5.6.1, 人種関係法 1976 年、人種関係 (改正) 法 2000 年により改訂、は人種、肌の色、国籍 (市民権を含む)、または民族ないし出身国に基づく被雇用者とサービス利用者を差別することを違法だとしている。

日本国憲法 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人種差別撤廃条約 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html>

5.7, 衛生と安全

5.7.1, 法律は、勤務場所の衛生と安全に関する詳細な要件を規定している。これらを認識し、それらを更新し、さらに勤務環境がそれらに適合するようにするのはオステオパスの責任である。

5.7.2, オステオパスは、適切な損害賠償責任保険に加入していなければならない。

5.7.3, オステオパスは、医療緊急事態の場合に対応する、適切な手順を備えていなければならない。

6、学生に対する授業と後輩の同僚の監督

6.1、学生と後輩の同僚

6.1.1、仲間や助手に対する責任を負う場合、オステオパスは、彼らに専門的支援と十分な資源を提供し、彼らとそのクライアントへ適切な施術を提供できるようにしなければならない。オステオパスは、彼らを不当な圧力下に置いてはならず、または過度の時間勤務し、その資格能力を超える施術を提供することを期待してはならない。

6.1.2、授業に対する特別の責任を負う場合、オステオパスは、有効な授業技能を開発するようにすべきである。

6.1.3、オステオパスは、クライアントが同意し、観察者がオステオパスではないことを安全に知っている場合、オステオパシーの潜在的学生が診察や施術を観察することを許可することができる。オステオパスは、そうした観察者がクライアントを施術することを許可してはならない。

(クライアントとの接触に関する 3.2.3 を参照)

6.1.4、オステオパシーの学生 - JOF が認可した登録前コースに登録された者 - が診療所にいる場合、オステオパスは、次の多くの責任を負う。

- ・ 学生は、オステオパシーの検査、施術または彼らと与える助言時にオステオパスから完全に監督されるべきであり、
- ・ さらに、オステオパスは、学生の行為と、学生の活動を付保する適切な専門職業人賠償責任保険を整備する責任を負い、
- ・ オステオパスは、クライアントが完全に学生の地位を知るようにすべきである。

(専門職業人賠償責任保険に関する 3.11.1 を参照)

6.1.5、オステオパスは、クライアントのオステオパシー記録に次の事項を記録すべきである。

- ・ 観察者/学生の存在の事実、
- ・ 観察者/学生の地位と身元、
- ・ 存在する観察者/学生に対するクライアントの同意、
- ・ 学生が実施した検査の明細、
- ・ 学生が施した施術の明細、
- ・ その検査や施術に対するクライアントの同意。

(オステオパシー記録に関する 4.3.1 を参照)

6.1.6、同様に、後輩の同僚を訓練する場合、オステオパスは、彼らのクライアントの施術を適切に監督し、適切な専門職業人賠償責任保険を備えなければならない。

6.2、信頼が第一

規範の指針は、オステオパシーの実践が、すべての医療と同様に、次のように信頼に基づくという原則に由来する。

- ・ オステオパスとそのクライアントとの間、
- ・ オステオパスとその専門的同僚との間、
- ・ オステオパスと他の医療専門家との間。

クライアントは、その健康と福祉についてオステオパスを信頼できなければならない。他のオステオパスは、彼らと協力するオステオパスを信頼し、このオステオパスの専門職の基準

を維持できなければならない。他の医療専門家は、オステオパスに期待される高い基準へ実践するこのオステオパスを信頼できなければならない。

謝辞

規範を編集するにあたり、Osteopathic International Alliance のサポート、General Osteopathic Council (UK) の「実践規範(Code of Practice)」、Forum of Osteopathic Regulation in Europe の「European Framework for Codes of Osteopathic Practice」を含む、他の規制団体の刊行物に由来するものであった。本規範の作成に貢献され、有益なフィードバックと本文に関するご意見をいただいた皆様へ感謝申し上げます。

索引

あ	条
アルコールと薬物の悪用	3.8.1 - 3.8.2
い	
医師	
・関係	3.1.7、3.4.1 - 3.4.4、3.5.1 - 3.5.3、3.6.1 - 3.6.2
・「医師」の肩書の使用	5.1.5
一般医師との関係	3.1.7、3.4.1 - 3.4.4、3.5.1 - 3.5.3、3.6.1 - 3.6.2
え	
衛生	
・クライアントの衛生	2.3.5
・実践の衛生	5.3.1、5.4.1、5.7.1 - 5.7.3
・私的な部位の施術時	2.3.1 - 2.3.6
衛生記録 - 記録を参照	
衛生と安全	5.3.1、5.7.1 - 5.7.3
お	
オステオパシーの学生	6.1.2 - 6.1.5
オステオパシーの肩書き (第 32 節)	3.10.1
親の責任	2.2.10 - 2.2.14
か	
介護義務	3.1.1 - 3.1.7
肩書き	
・医師	5.1.5
・オステオパスの保護	3.10.1
肩書きの保護	3.10.1
家庭／寄宿舎の往診	3.3.1
関係	
・同僚	3.2.2、3.4.1 - 3.4.4、3.6.1 - 3.6.2

・一般医師	3. 1. 7、3. 4. 1 - 3. 4. 4、3. 5. 1 - 3. 5. 3、3. 6. 1 - 3. 6. 2
・クライアント	1. 1. 1 - 1. 1. 2、1. 2. 1 - 1. 2. 5、3. 15. 1 - 3. 15. 2
・スタッフ	5. 3. 1
監督する後輩の同僚	6. 1. 1 - 6. 1. 6
き	
基準	
・個人	3. 8. 1 - 3. 8. 3
・専門家	3. 7. 1 - 3. 7. 2
記録	
・アクセス	4. 4. 1、4. 5. 1
・同意	3. 1. 7、3. 5. 3、4. 3. 1
・開示	1. 2. 5、2. 6. 3 - 2. 6. 4、3. 4. 3、3. 5. 1 - 3. 5. 3、3. 15. 2、4. 1. 1 - 4. 1. 6、4. 2. 1 - 4. 2. 6、4. 4. 1、4. 5. 1、5. 3. 1
・要件	4. 3. 1
・保有	4. 3. 2 - 4. 3. 3、4. 4. 1
・安全保障と保管	2. 6. 4、4. 3. 2
・視聴	2. 6. 1 - 2. 6. 4
金銭的活動と商業活動	1. 3. 1、1. 4. 1 - 1. 4. 3、1. 5. 1 - 1. 5. 2、4. 2. 6、5. 1. 6
く	
苦情	
	1. 6. 1、1. 7. 1、1. 8. 1、3. 7. 2、3. 13. 1 - 3. 13. 5、5. 3. 1
クライアント情報の開示	1. 2. 4、2. 6. 3 - 2. 6. 4、3. 1. 7、3. 4. 3、3. 5. 1 - 3. 5. 3、3. 15. 2、4. 1. 1 - 4. 1. 6、4. 2. 1 - 4. 2. 6、4. 4. 1、4. 5. 1、5. 3. 1
クライアントとの性的関係	1. 2. 1 - 1. 2. 5
クライアントとの接触	3. 2. 1 - 3. 2. 3
クライアントの記録 - 記録を参照	
クライアントの権利	
・付添い	2. 1. 2、2. 2. 13、2. 3. 3 - 2. 3. 4、2. 5. 1 - 2. 5. 4
・秘密保持	2. 6. 3、4. 1. 1 - 4. 1. 6、4. 2. 1 - 4. 2. 6
・同意	2. 2. 1 - 2. 2. 14、2. 3. 2、2. 6. 2
・身体障害者の差別	3. 1. 2 - 3. 1. 3、5. 3. 1、5. 5. 1
・品位	2. 3. 5 - 2. 3. 6、2. 4. 1 - 2. 4. 4
・人種関係	3. 1. 2 - 3. 1. 3、6. 1. 2
クライアントの視聴記録	2. 6. 1 - 2. 6. 4
クライアントの写真撮影	2. 6. 1 - 2. 6. 4
クライアントの受入れ	3. 1. 4 - 3. 1. 5
クライアントの音声記録	2. 6. 1 - 2. 5. 4
クライアントの期待	1. 1. 1 - 1. 1. 2、2. 1. 1 - 2. 1. 6、2. 4. 4、3. 1. 6、3. 2. 1
クライアントの品位	2. 3. 5 - 2. 3. 6、2. 4. 1 - 2. 4. 4
け	
継続的専門能力開発 (CPD)	3. 7. 1
健康	
・同僚	3. 6. 2

・オステオパスの問題 検査/試験	3. 8. 1 - 3. 8. 3、3. 14. 1 - 3. 14. 2
・動物	3. 12. 1
・子供	2. 2. 9 - 2. 2. 14
・友人	1. 2. 5
・私的な部位	2. 2. 5 - 2. 2. 6、2. 3. 1 - 2. 3. 6
・同意なしで	2. 2. 7 - 2. 2. 8
こ	
行為	1. 2. 1 - 1. 2. 3、1. 3. 1、1. 5. 1 - 1. 5. 2、1. 6. 1、 1. 7. 1、1. 8. 1、3. 7. 1 - 3. 7. 2、3. 8. 1 - 3. 8. 3
広告	3. 12. 1-3. 12. 3、5. 1. 1 - 5. 1. 6
広告規範	3. 12. 1-3. 12. 3、5. 1. 1 - 5. 1. 6
行動	1. 3. 1、3. 8. 1 - 3. 8. 3
後輩の同僚	6. 1. 1 - 6. 1. 6
個人	
・クライアントとの関係	1. 2. 1 - 1. 2. 5
・基準	3. 8. 1 - 3. 8. 3
子供	
・付添い	2. 2. 13、2. 5. 3
・同意	2. 2. 9 - 2. 2. 14
・施術	2. 2. 9 - 2. 2. 14
コミュニケーション	
・クライアントと	2. 1. 1 - 2. 1. 6、2. 2. 3、2. 3. 1 - 2. 3. 2、3. 1. 3、 3. 2. 1
・他のオステオパスと医療専門家と	3. 1. 7、3. 4. 1 - 3. 4. 4、3. 5. 1 - 3. 5. 3、3. 7. 2、 3. 15. 2
し	
実践	
・アクセス	3. 1. 6、3. 3. 1、5. 5. 1
・環境	5. 4. 1、5. 5. 1、5. 7. 1 - 5. 7. 3
・情報	1. 4. 1 - 1. 4. 3、3. 1. 6、5. 1. 1 - 5. 1. 6、5. 2. 1
・スタッフ	5. 3. 1
実践する権利	3. 10. 1 - 3. 10. 2
実践に関する情報	1. 4. 1 - 1. 4. 3、3. 1. 6、5. 1. 1 - 5. 1. 6、5. 2. 1
実践に対する制約	3. 12. 1
実践の中止	3. 1. 6、3. 14. 1 - 3. 14. 2
実践の適性	1. 6. 1、1. 7. 1、1. 8. 1、3. 6. 2、3. 7. 1 - 3. 8. 3、3. 14. 1 - 3. 14. 2
私的医療保険会社	5. 2. 1
支払い不能	1. 5. 1 - 1. 5. 2
獣医	3. 12. 1
授業	
・クライアントの権利	2. 6. 1 - 2. 6. 4、6. 1. 3、6. 1. 5 - 6. 1. 6
・学生	6. 1. 2 - 6. 1. 5
授業 - 検査/施術を参照	
熟練度の基準	2. 1. 1、3. 1. 5、3. 7. 1、3. 13. 1
使用可能性	3. 1. 6、3. 3. 1、5. 5. 1
商業活動	1. 3. 1、1. 4. 1 - 1. 4. 3、1. 5. 1
情報に基づく同意	2. 2. 1 - 2. 2. 14

職務環境	5. 4. 1、5. 7. 1 - 5. 7. 3
処方薬	3. 12. 1
書面の同意	2. 2. 6、2. 6. 2
人種関係法	5. 6. 1
身体障害者の差別	3. 1. 2 - 3. 1. 3、5. 3. 1、5. 5. 1
信頼	1. 1. 1、1. 2. 1、1. 3. 1、3. 1. 1、3. 15. 1 - 3. 15. 2
す	
スタッフ	5. 3. 1
せ	
税務検査官	4. 2. 6
施術の失敗	1. 7. 1、1. 8. 1、3. 13. 1 - 3. 13. 5、3. 15. 1 - 3. 15. 2
施術の代替源	1. 2. 4、3. 1. 4 - 3. 1. 7、3. 2. 1 - 3. 2. 3、3. 4. 1 - 3. 4. 4、3. 5. 1 - 3. 5. 3、3. 15. 1 - 3. 15. 2
専門業賠償責任保険	3. 11. 1
専門団体	1. 8. 1
専門的関係の終了	1. 2. 3 - 1. 2. 4、3. 1. 4、3. 15. 1 - 3. 15. 2
専門的基準	3. 7. 1 - 3. 7. 2
専門的地位の乱用	1. 2. 1、1. 3. 1
そ	
損なう	3. 1. 2、5. 3. 1、5. 5. 1、5. 6. 1
損害賠償責任保険	5. 7. 2
た	
他の医療専門家	3. 4. 1 - 3. 4. 4、3. 5. 1 - 3. 5. 3、3. 6. 1 - 3. 6. 2
単独の開業医	3. 4. 2
ち	
膣の検査と技法	2. 2. 6、2. 3. 1 - 2. 3. 6
直腸の検査と技法	2. 2. 6、2. 3. 1 - 2. 3. 3 28、37 - 79、
つ	
付添い	2. 2. 1、2. 2. 13、2. 3. 3 - 2. 3. 4、2. 5. 1 - 2. 5. 4
て	
適格能力	1. 7. 1、1. 8. 1、3. 1. 5、3. 2. 2、3. 4. 3、3. 6. 2、3. 7. 1、3. 12. 1 - 3. 12. 3、3. 13. 1、3. 13. 5
データ保護	4. 4. 1、4. 5. 1
伝染可能な条件	3. 14. 2
伝染病	4. 2. 1
と	
同意	
・適格能力のない成人	2. 2. 7 - 2. 2. 8
・クライアントの視聴記録	2. 6. 2
・子供と若者	2. 2. 9 - 2. 2. 14
・私的な部位の検査と施術	2. 2. 5 - 2. 2. 6、2. 3. 2
・同意の取消し	2. 2. 4
・書面の同意	2. 2. 6、2. 6. 2

動物の施術	3. 12. 1
同僚	
・ 同僚に関する意見	3. 6. 1 - 3. 6. 2
・ 実践の適性	3. 6. 2
・ 同僚と関係	3. 2. 2、3. 4. 1 - 3. 4. 4
登録	3. 10. 1
登録済み医療開業医	3. 5. 1 - 3. 5. 3
取消し	
・ 同意	2. 2. 4
・ 施術	1. 2. 3、3. 1. 4、3. 15. 1 - 3. 15. 2
な	
仲間と助手	3. 1. 8、3. 2. 2、3. 4. 1 - 3. 4. 4、3. 6. 1 - 3. 6. 2、 5. 3. 1、6. 1. 1- 6. 1. 6
に	
日本オステオパシー連合 (JOF)	1. 5. 1 - 1. 5. 2、1. 6. 1、1. 7. 1、1. 8. 1、2. 2. 1、3. 7. 1 - 3. 7. 2、3. 8. 1、3. 8. 2、3. 10. 1、3. 11. 1、3. 13. 4、 3. 14. 1、4. 2. 3、6. 1. 4
ね	
ネットワーク	3. 4. 2
は	
破産 - 支払い不能を参照	
犯罪性	1. 6. 1、2. 2. 1、3. 8. 1 - 3. 8. 3、3. 10. 1、4. 2. 2
ひ	
秘密保持	2. 6. 3 - 2. 6. 4、4. 1. 1 - 4. 1. 6、4. 2. 1 - 4. 2. 6
ふ	
不当な影響	
・ クライアント	1. 3. 1
文化の影響	2. 4. 4、3. 2. 1
ほ	
法律	
・ オステオパスに対する制限	3. 12. 1 - 3. 12. 3
・ 責任	3. 9. 1
・ 実践する権利	3. 10. 1 - 3. 10. 2
・ 法律が義務付けるもの	3. 9. 1 - 3. 9. 2
暴力	3. 8. 1 - 3. 8. 3
保険	
・ 専門職業人賠償責任保険	1. 5. 1、3. 11. 1、3. 12. 1、4. 2. 3、4. 3. 3、6. 1. 6
・ 私的医療保険	5. 2. 1
・ 損害賠償責任保険	5. 7. 2
み	
民事訴訟	1. 5. 1、1. 7. 1、2. 1. 6
め	

酩酊	3. 8. 1 - 3. 8. 3、3. 14. 1
も	
問題	
・ 同僚	3. 6. 1 - 3. 6. 2
・ 財務	1. 5. 1 - 1. 5. 2
・ 実践の適性	1. 6. 1、1. 7. 1、1. 8. 1、3. 6. 2、3. 8. 1 - 3. 8. 3、3. 14. 1 - 3. 14. 2
・ クライアント	1. 2. 3、1. 7. 1、3. 13. 1、3. 15. 1 - 3. 15. 2、4. 2. 1 - 4. 2. 6
や	
薬物	
・ 乱用	3. 8. 1 - 3. 8. 3、3. 14. 1
・ 処方	3. 12. 1
ゆ	
友人の施術	1. 2. 5
り	
利用	1. 2. 1 - 1. 2. 3、1. 3. 1、1. 4. 1 - 1. 4. 3、3. 1. 1、 6. 1. 1
料金	1. 3. 1、4. 2. 6、5. 2. 1
倫理	1. 1. 1、3. 1. 1、3. 7. 1

共同声明。医療専門家の共通の価値観
(General Osteopathic Council - Code of Practice より)

医療専門家に対するすべての規制団体は、以下の価値観を採択した。

すべての医療専門家はその措置に個人的に責任を負い、その決定を説明し、正当性を証明できなければならない。すべての医療専門家は、従事する実践の種類にかかわらず、クライアントと顧客のニーズを守り促進する義務を負う。このため、彼らは次の事項を必要とする。

クライアントと顧客に率直になり、その尊厳、人格およびプライバシーに対する敬意を示すこと

- ・クライアントと顧客の話をよく聞き、
- ・クライアントと顧客に関する情報を秘密にし、
- ・オステオパスの信条と価値観がそのクライアントや顧客の施術を損なわないようにする。

クライアントと顧客の施術と医療に関する打合せに参加する彼らの権利を尊重すること

- ・クライアントと顧客の状態と施術オプションに関する情報を分かりやすいように提供し、
- ・状態を調査し施術を提供する前に、適切な同意を入手し、
- ・クライアントがその健康記録に容易にアクセスできるようにする。

正直に信頼を得るようにすることで、国民の信頼と信用の正当性を証明すること

- ・誠実に行動し、専門家の地位を決して乱用してはならず、
 - ・オステオパスの判断に影響する場合があります、または影響すると見られる勧誘、贈答品、接待、または紹介を求め、または受入れてはならず、
- 商業的利得ではなく、臨床判断にのみ基づいて特定の製品やサービスの使用を勧め、
- ・影響を受ける可能性がある者に対する個人的利益を宣言する。

優れた基準の実践と施術を提供すること

- ・オステオパスの知識、技能、および経験の限度内で認識して仕事をし、
- ・オステオパスの専門的知識、技能、および遂行能力を維持して改善し、
- ・迅速に記録をとり、明確で読みやすい書式にすべての関連情報を記載する。

リスクや危険からクライアント、顧客、および同僚を守るために迅速に行動すること

- ・オステオパス自身や別の医療関係者の行為、健康または遂行のいずれかが、クライアント、顧客または同僚をリスクに曝す可能性がある場合、
- ・環境に感染のリスクや他の危険がある場合。

オステオパス自身と他の専門家からの同僚と協力すること

- ・他人がクライアントと顧客の施術にもたらす技能と貢献を尊重して励まし、
- ・オステオパスの勤務環境内で、専門的知識、技能および遂行能力を開発する際に専門的同僚を支援し、
- ・知識、技能、および経験の同僚のレベルを超える責任を、同僚に取るよう求めない。

ジェネラル・カイロプラティック・カウンシル、ジェネラル歯科カウンシル、ジェネラル医療カウンシル、ジェネラル眼科カウンシル、ジェネラル・オステオパシック・カウンシル、保健専門家カウンシル、介護と産科学カウンシル、北アイルランド医薬協会、グレートブリテン王立医薬品協会

日本オステオパシー連合
<https://osteopathy.gr.jp>

関西オステオパシー協会
<http://www.kansai-osteopathy.jp>

全日本オステオパシー協会
東京都世田谷区経堂 1-30-25 セブンハイツ 101
TEL : 03-3427-8807
<http://alljapan-osteo.net>

日本オステオパシー学会
東京都杉並区西荻南 2-26-2
TEL : 03-5344-9049
<https://osteopathic.jp>